

武蔵村山市市民健康づくり推進協議会に関する運営要領（案）

平成30年 月 日

武蔵村山市市民健康づくり推進協議会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の公開）

第2条 協議会は、公開とする。

2 公開は、市民に協議会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 協議会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）により協議会の委員長（以下「委員長」という。）の承認を受けなければならない。

（許可しない者）

第4条 委員長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、委員長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

いこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 委員長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 委員長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、協議会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第1号様式（第3条関係）

傍聴申込書

第 号

平成 年 月 日	
武蔵村山市市民健康づくり推進協議会委員長 殿	
申込者氏名	
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。	
傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連絡先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市市民健康づくり推進協議会
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所	
備 考	

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連絡先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市市民健康づくり推進協議会
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所	
備 考	
上記のとおり会議の傍聴を承認します。	
平成 年 月 日	
武蔵村山市市民健康づくり推進協議会委員長	

(日本工業規格A列4番)

傍 聴 者 心 得

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、協議会の委員長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市市民健康づくり推進協議会の委員長の指示に従うこと。